

長崎市農業委員会 令和7年8月総会 議事録

1 日 時 令和7年8月28日(木) 14:00 開会
15:40 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(17名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	平尾 政博
増田 茂	松尾 隆治	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀
山口 眞佐栄	山崎 実男			

5 欠席農業委員(2名)

野中 麻美 峰 忠幸

6 出席推進委員(22名)

浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信
松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭			

7 欠席推進委員(2名)

今村 秀喜 山下 和孝

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長、松尾事務長 木下農政管理係長 中山農地係長
浦上主事

【農林振興課】 峯松企画農政係長 村野係員

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年8月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日はその他の事項1「長崎市農業振興課について」の説明のため、水産農林部農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、ご紹介いたします。峯松企画農政係長です。続きまして、村野係員です。本日はよろしく申し上げます。

それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、8月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。なお、推進委員の出席は、22名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩永一也委員と岩本隆委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩永委員・岩本委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございますが、事務長からもありましたとおり、農林振興課の方に出席いただいております。時間の都合もございますので、先にその他の事項1「長崎市農業振興会について」農林振興課から説明をお願いします。

○企画農政係長 改めまして、農林振興課の峯松と申します。本日は総会の貴重な時間をいただきまして、農業振興会についてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。なお、資料につきましては、お手元の③の資料と振興会だよりの冊子を使って説明させていただきます。始めに振興会だよりをご覧ください。1ページを開いていただくと、長崎市農業振興会助成内容ということで、視察研修であったり、会員の自主的な活動とか試験研究等の活動に対する助成がありますというのが、何度か皆さんもお聞きになったことがあるかと思っております。本日は、この会がそもそもどういう会なのかや助成の内容を詳しく掘り下げて、どういうものに使えるかやどういう制約があるかということと詳しく説明させていただきたいと思っております。当然、今日の説明だけではなかなか分からない部分もあるかもしれませんが、そういった場合は随時農林振興課へご連絡いただ

ければと思います。

それでは③の資料の1ページをお願いいたします。まずこの長崎市農業振興会なんですけれども、これは目的が長崎市の農林畜産業の健全な発展を図るということで設立された組織でございます。主な事業内容としましては、先進地の視察研修であったり、講習会・講演会の開催、品評会で賞品を出したりとか、後は様々な団体の皆さんが色々な試験研究であったり、自主的な活動を実施する際に助成を行っているという団体になっております。実はこの団体は昭和26年、今から約75年前に設立された、非常に歴史のある団体でございます。構成団体といたしましては、42団体現在でございます。構成員数は427名です。これは令和7年3月31日、令和6年度末時点の数字になりますけれども、どういう団体があるのかと言いますと、長崎市のほか農協さん、花市場さん、養鶏農協さん、そして農業委員会の皆様、それと森林組合、植木園芸組合、農事実行組合さん、農協の生産部会、その他賛同する団体ということで、任意で作られた農業振興の団体等も会員となっております。もともと、設立された当時は実行組合がたくさんあって、おそらくそちらの方がメインだったんじゃないかと思うんですけれども、現在はどちらかというと生産部会の方たちであったり、その他の賛同団体の方たちに様々な助成制度をご利用いただいているという状況になっております。会費の額といたしましては、農協さん、花市場さんについては設立の当初から別枠で、農協については年額20万円、花き園芸農協については年額5万円ということにさせていただいておりますけれども、その他の実行組合であったり、農協の部会さんといったその他の団体については、1人当たり年額千円ということになっております。農業委員会さんにつきましては昨年度まで1人当たり年額6千円いただいていたんですけれども、平尾会長も農業振興会の役員になっていただいてまして、農業委員会では視察研修には農業委員会のお金で実際に行っていて、この振興会からは特に助成はもらっていませんでしたね。なのに6千円というのは非常に高いので、どうにかならないかというご意見をいただいております。今回他の団体と同じように千円に会費を減額させていただいております。それと併せまして、時代とともに制度の内容等が現状に合わないところもありまして、利用されていないということもありますし、物価高騰、燃油高騰であったり経費が上がっていますので、できるだけ皆さんの負担を減らすという目的で、令和7年度に限りの措置なんですけれども、会費を表の半額ですね、ですので皆さんについては1人当たり500円ということにいただく状況になっております。5番の事業費、だいたいどれくらいの金額で運営しているのかという話なんですけれども、令和6年度の実績といたしましては、会費収入や市補助金等、内訳は資料に書いておりますけれども、諸々合わせまして約264万円となっております。支出については156万円ということで、100万くらいが繰越金として残ることになりました。ですので、今年度はこの繰越金と会費や補助金を半額にした分を合わせまして、だいたい190万円くらいで運営をしようということで考えております。

次の2ページをお願いします。振興会の各種助成の制度、また、振興会が自主的に実施する事業の基準をお示ししたものになります。まず(1)会員団体の育成ということで、団体の方で視察研修事業や自主的な活動をする場合に助成を行っております。表をご覧ください

だきたいのですが、視察研修事業につきましては、農業委員会さんも含む実行組合さんや生産部会さんにつきましては、視察研修に要する経費ということで、交通費であったり宿泊費、旅行保険、視察の受入費などが対象となっております。会員一人当たり3千円を助成しております。2年に1回となります。ですので、会費を毎年千円払っておりますので、2年に1回3千円の助成が受けられる、2千円払って3千円の支援が受けられるというところになります。視察研修事業の農協さんが自主的に行う場合は、会費もかなり払っていただいているというところもございますので、会員1人当たり3千円を基本として、15万円までは農協が何らかしらの視察研修を行う場合は、助成を行っているという状況となっております。視察研修以外にも色々な団体が行う、自主的な活動に対しても助成をしております。例えばスーパーや量販店での農産物の販売促進活動をするとか、参考で令和6年度の実績を書いておりますけれども、例えば下から2番目の花き園芸農協組合さんがかもめ広場でフラワーフェスティバルを開いたりとか、古賀植木園芸組合さんが植木市をやったりだとか、そういう自主的な活動に対して助成対象経費の2分の1の助成をしております。ただし、上限15万円で年1回の助成ということになります。

次に3ページをお願いします。試験研究等の活動支援ということで、会員団体の皆様が試験研究や新規作物の栽培等にチャレンジしたいという場合も助成を行っています。対象については全ての会員団体となっております。助成対象経費としましては、試験研究に必要な資材、色々な肥料、農薬等幅広く対象しております。また、報告書作成に必要な消耗品も対象にしております。ただし、構成員自身の労務費ということで、実際に試験研究に携わる人たちへの日当は対象にしておりませんのでご注意ください。講師謝礼金など、外部の人に委託する場合は対象となっております。こちらは2分の1の補助とかではなく、定額ですね、使った分全額助成をするということになります。ただし、こちらも上限が15万円です。年1回ということになっておりますのでご注意ください。

次に(3)農業後継者及び女性農業者の育成のための支援ということで、会員団体の皆さんへの助成は試験研究であったり、視察研修等があるんですけども、農業後継者や女性農業者に対しても同じような視察研修であったり、自主的な活動とかプロジェクト活動、また情報発信や情報提供のための事業に対して助成をしているところがございます。次のページをご覧ください。それぞれの事業の助成額を書いているんですけども、他の団体と青年農業者・女性農業者とで何が違うかということ、視察研修についてはかかった経費の2分の1を助成します。例えば農協の青年部の方たちが視察研修に行く場合は、1人当たりいくらではなく、かかった分の半額を助成するということになります。ただこれも、上限が15万円ということになっております。市や県の代表として出席する場合は3分の2以内ということで補助率が少し上がる形になります。また、自主的な活動、プロジェクト活動につきましては、定額ということで15万円になります。ここが通常の団体と異なる点になります。情報提供や情報発信につきましては、助成対象経費の2分の1ということで、こちら15万円の上限ということになっております。令和6年度の実績を見ていただいたら分かるように、青年農業者連絡協議会やBIWA女の会、青年部さんに活用いただいておりますけれども、他の助成制度も含めまして、年々活用の実績が減ってきております。

ので、ぜひ皆さんの方でも何か新しいことにチャレンジしてみたいと思うようなものがあれば、ご自身がやる場合でもいいですし、お知り合いの農家さんがそういうことを考えられている場合はご紹介いただければと思います。ここまでが助成制度ということなんですけれども、(4)以降は農業振興会が自主的に行う事業になります。

講習会・研修会の実施ということで、講習会につきましては、必要に応じて講師を招いて講習会を実施させていただきます。会員研修につきましては、年1回、主にバスで日帰りで先進地の視察に行っております。また、役員会・幹事会の研修ということで2年に1回、1泊2日の範囲内で研修を行っております。こちら年1回バスツアーを行っているだけなので、皆さんの方でこういう講師の方を呼びたい、こういう人たちの話を聞きたいなどのアイデアがあれば、ぜひ事務局の方にいただければと思います。

(5) 品評会・共進会の支援ということで、主に農協さんが実施する品評会等につきまして、賞状や賞品ですね、賞品については1点当たり3千円程度なんですけれども、賞品を提供しております。

5 ページに助成事業利用時の注意事項を記載しておりますけれども、基本的に事業を実施する1か月前までに申請書を提出してくださいとなっております。農業関係の補助事業はすごく書類が多かったり、いろんな添付書類を付けたりで、断念する方が多いんですけれども、振興会の助成は結構緩和してまして、申請書1枚に見積書を付けていただければ、当然中身の必要性は判断させていただきますけれども、そんなに難しくないのでぜひご活用いただければと思います。(3)につきまして、事業終了後には事業実績書ということで、どういった効果があったかや経費の領収書を付けて提出していただきたいと思います。最後に、よくあるんですけれども、事業が終わった段階で、交付決定で例えば15万円もらえることになっていたけれども、実際は10万円しか使っていないという場合は、当然10万円しか助成はできませんので、そこはご注意くださいと思います。私からの説明は以上になります。先ほどもお伝えしたとおり、この制度につきましては結構使い勝手が良いですけれども、我々の周知不足等もありまして知られていない部分もありますので、こういった機会を通じて、ぜひ皆さんに使っていただきたいと思いますのでご協力の方よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。ただ今、その他の事項1についての説明がございましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

○岩本農業委員 会費なんですけど、実行組合に入っている場合は実行組合分千円と農業委員会分千円両方を支払うんですよね。

○企画農政係長 各団体からいただいている形になりますので、2つの団体に所属していたら、それぞれからいただくようになります。

○岩本農業委員 分かりました。それと、今年だけ半額の500円にする理由はなんでしょ

うか。

○企画農政係長 理由は2つありまして、1つは繰越額が毎年膨らんできているところを一回フラットにしたいというのがまず1つあります。それと、今皆さんが一番現場で課題を感じていらっしゃるころになると思いますが、農業に関する経費が高くなっていたりだとか、燃油代等も高くなっていますので、少しでも皆様の負担軽減につながればと思ひまして、今回半額ということにさせていただきます。

○岩本農業委員 分かりました。半額にしても大丈夫ですか。

○企画農政係長 今年190万円くらい事業費がありまして、過去5年間の平均を見ますと、150万から160万円の間くらいですので、十分やっていける範囲かなと思っております。

○岩本農業委員 分かりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、農林振興課の方には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

— 農林振興課職員退席 —

○議長 それでは総会を進めさせていただきます。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地4筆について、〇〇〇さんの子である〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は農業経営の承継のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したのものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で900日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、田中幹生推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月19日に、私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はイチゴの栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第1号議案2番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は、新規に就農するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森保欣也委員より報告をお願いします。

○森保農業委員 現地調査についてご報告いたします。8月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。まずは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地6筆について、宅地

として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和42年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。雨水排水につきましては、水路に自然放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松尾隆治委員より報告をお願いします。

○松尾農業委員 現地調査についてご報告いたします。8月18日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和42年頃から宅地及び通路のために利用しており、追認申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてご説明いたします。まずは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが資材置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施

設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が事業計画図でございます。農業用作業用倉庫、駐車場及び作業スペースとして使用する目的です。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月18日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成9年頃から宅地、倉庫用地として利用しており、追認申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案「農用地利用集積等促進計画」についてご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地3筆、計2,176㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地3筆、計2,176㎡について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,176㎡となり、利用につきましては、トマトの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員に報告をお願いいたします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月7日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用についてはトマトの栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,408㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1,408㎡について、20年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,408㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の3番の説明後に、濱口雅洋推進委員より合わせて報告いたします。

続きまして、第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地4筆2,970㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地4筆2,970㎡について、20年間の使用貸借により、〇〇さんの子である〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,378㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの2番と合わせて、濱口雅洋推進委員に、報告をお願いいたします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月7日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地2か所ともに利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、2か所ともに特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地2筆、計350㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明しました農地2筆、計350㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は350㎡となり、利用につきましては果樹、カキの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇

の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員に、報告をお願いいたします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月6日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはカキの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する新牧野町の農地2筆、計6,333㎡のうち1,150㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1,150㎡について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は4,923㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員に、報告をお願いいたします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月7日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第4号議案6番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する新牧野町の農地1筆15,904㎡のうち3,025㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地3,025㎡について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,025㎡となり、利用につきましては、果樹、バナナ、パパイア等の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をいたします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月7日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については果樹の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます、第4号議案7番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する新牧野町の農地2筆計7,938㎡のうち1,506㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,506㎡について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,506㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、9番の説明後に7, 8, 9番を合わせて、鶴田安明推進委員よりより報告いたします。

続きます、第4号議案8番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する新牧野町の農地1筆1,333㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1,333㎡について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,839㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。

続きます、第4号議案9番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する新牧野町の農地1筆、2,123㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2,123㎡について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,962㎡となり、利用につきましては、露地栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。8番の土地と隣接しております。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの7番、8番と合わせて、鶴田安明推進委員に、報告をお願いいたします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月7日に、私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は7番、8番、9番ともに利用権の新規設定を行うもので、利用については野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、いずれも特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます、第4号議案10番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地6筆、計2,246㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地6筆、計2,246

m²について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、16,653 m²となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員に、報告をお願いいたします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月7日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見・ご質問などございませんか。

○森内推進委員 6番の〇〇さんの作られる作物がパパイヤとバナナということだったと思います。現地の写真を見ますと樹木の中に、少し段々畑のようなところに作られるんだと思うんですけども、ここにハウスかなんか作られるんですか。それとも露地で作られるんでしょうか。

○農地係長 私が聞いた話では、実はこの上に広がった土地があるんですけども、すでにそこには植えておきまして、露地で栽培するというので、できるのかという話もあつたのですが、糸島あたりで作られているのでできるということで、パパイヤ等の栽培を予定しているということでした。

○森内推進委員 常識的に考えると、パパイヤとかバナナは長崎では温室栽培が適当かなと思ったものですから。

○議長 他にございませんか。

○柴原農業委員 確認なんですけど、果樹の5年の賃貸借で、5年経って契約を解除する場合は、貸主と借主はどちらが強いんですか。つまり5年借りて、貸す方が貸さないとなったとき、5年間この作物が全然お金も生まないのに、いつも気になってるんですけども。

○農地係長 本ケースについてはそのあたりの話はしてないんですけども、他のケースの場合に確認したことがあります。5年の契約といっても10年、20年の契約を前提に相手方と公社を通じて話をしているということでしたので、5年経ったからすぐ契約解除するというのではないと思います。

○柴原農業委員 それは分かるんですが、人はどうなるか分からないですから、貸す方が絶対貸さないとなった時、どちらが強いかわかたかったです。回答は後でもいいです。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。

続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案「非農地の判断について」ご説明いたします。まずは、第5号議案1番の「非農地判断の取消し」についてご説明いたします。それでは、議案書9ページをご覧ください。6月の総会で、見崎町の計1,037筆、計219,052.98㎡について、年次計画による非農地判断を行いました。議案書①の表に記載しております。見崎町〇番ほか7筆につきましては、現地調査の結果、非農地との判断を行っていましたが、所有者から耕作中であるとの指摘を受けたため、再調査を実施したところ、露地野菜等を耕作中である農地を確認しましたので、非農地判断の対象から除外するものです。なお、今後このようなことが起きないように、現地調査においては、特に一筆の面積が広い農地などについて、一部の耕作がないかどうかも含め慎重に確認し非農地を判断することにいたします。対象地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。見崎町は長崎漁港の南東側位置しております。こちらが対象農地でございます。議案書の①の1から4、〇〇さん所有の農地となります。こちらが5から8、〇〇さん所有の農地となります。現地の写真になります。1から4の状況です。こちらは、5から8の状況です。調査の結果、耕作がなされていることを確認しました。現地調査については、宮崎好徳推進委員に報告をお願いします。

○宮崎推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月8日に、私と事務局とで現地の再調査を行いました。見崎町〇番及び〇番〇では休耕中ではありましたが、イノシシ除けのワイヤーメッシュも設置され、定期的に管理がなされておりました。見崎町〇番、〇番、〇番〇ほかでは露地野菜が栽培され、見崎町〇番〇ほか3筆も露地野菜や果樹類が栽培されており、非農地判断からの除外が適当であると判断されます。報告は以上です。

○農地係長 それでは、第5号議案2番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書は10ページから17ページにかけて掲載しております。それでは、議案書17ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は相川町の地番〇番からで637筆、121,654.97㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象地の相川町は長崎魚市場の南東に位置しています。次が相川町の航空写真で、赤い部分が相川町の今月の対象となります。次が拡大したものになります。拡大した写真が4枚ほどございます。続いて現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。現地の立会いは、令和7年7月4日に井川義英農業委員及び宮崎好徳推進委員にお願いし、確認を得ております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第5号議案3番から12番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が10件、合計筆数が20筆、合計面積10,952㎡について、非農地通知申出が提出されております。3番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さん、〇〇〇の〇〇さんが共同で所有する、福田本町の農地3筆で、面積は計3,041㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、森内悟己推進委員より報告をお願いいたします。

○森内推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月19日に、私と植田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、4番について説明いたします。〇〇〇の〇〇さんが所有する、三重町と畦町の農地3筆、面積は計1,172㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三重町の土地は〇〇の〇側に、畦町の土地は〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。三重町になります。畦町になります。現地調査につきましては、野本英世推進委員より報告をお願いいたします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月19日に、私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、5番から12番について、一括して説明させていただきます。これら、計8件の申し出については、長崎県が実施する環境保全林緊急整備事業にて行うイノシシ対策のための里山林整備に伴うものであり、整備対象地区の農地の地権者から非農地申出

がなされたものであります。申し出がなされた場所は、昭和三丁目及び女の都四丁目で、〇〇〇の〇〇さんほか7名の地権者の所有地であり、各地権者ごとに申出書が提出されております。対象となる農地は昭和三丁目〇番〇ほか農地13筆で、面積は計6,739㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側の5か所に点在して位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。5枚に分けて撮影しております。現地調査につきましては、森内悟己推進委員より報告をお願いいたします。

○森内推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月14日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は5番から12番まで、いずれの個所も森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がありました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案「農業委員会事務局職員の任免について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第6号議案「農業委員会事務局職員の任免について」ご説明いたします。議案書の19ページをご覧ください。事務局職員の中途退職によりその代替となる職員の配置が必要となりました。農業委員会事務局職員は、「農業委員会等に関する法律第26条第3項」の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。議案書の20ページをご覧ください。令和7年9月1日付けの人事異動でございます。今回は右側の転入者のみとなります。松永唯史さんが農業委員会事務局再任用職員として転入されます。なお、退職者については9月30日付けでの退職となるため、退職者に係る職員の任免については、9月の総会で付議することとしています。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、本件につき

ましては議案のとおり農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第6号議案につきましては、原案のとおり農業委員会事務局職員を任免することに決定いたします。

それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1「事務局長専決事項の報告について」ご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、3件提出されました。続きまして、2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、3件提出されました。合計6件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、8月8日に開催されました。資料は、3ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③と記載した、その他の事項の資料6ページをご覧ください。現在の購読部数は先月の報告以降、1件の新規申込みと、7件の中止の申し込みがありましたので、現購読部数は94部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、その他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料の7ページ及び8ページに令和7年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。ご確認ください、ご自身の把握している活動日数と相違がある場合は、事務局までご連絡ください。その他の事項1及び2についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。この件について、皆さんからご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。

○上川農業委員 今月の19日に茂木地区委員で農地パトロールを行いました。宮摺地区の資材置場について、申請は以前出していたけれどもそのままにされているというような経過であったかなと思っております。この違反転用について後で永岡委員のご意見もいただきたいと思っておりますし、局長からもご意見いただきたい。そして最終的に会長からコメントをいただきたいと思っておりますが、この対応について先般から出ております太陽光施設もですが、地域の住民がこういうものの飛散による被害を大変危惧をしております。飛散物があったときに責任の所在がどこにあるのかということも含め、対策として自治会等に対してあげていいのか、住民としてどのような対応をしたらいいのかなどを関係者のご意見をいただきたいと思っております。

○事務局長 違反転用の件だと思っております。先月の総会の時も上川委員の方から別の場所であるということであって、ずっと続いているというような話があったと思っております。それにつきましては事務局の方でそのあとすぐに上川委員も含めて、現地を見に行き行って看板を立てるなどの対応をとったというような報告を受けております。今回の場所がどういう形のものか確認をしないと分からないんですけれども、違反転用につきましてはご承知のとおり、法に基づいて罰則もあるんですけれども、なかなかその適用が非常に難しいところもあると思っておりますけれども、まずは場所を確認させていただいた上で、どういう対応ができるかというのを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 今局長が話されたとおり、事務局としても違反転用については前々からあっております太陽光については、前の事務長のときからずっと呼び出し等も行っており、早く撤去をしてくれという話を続けておったようですが、私たちが一番不思議に思うのが、許可がないのに九電が電気を買っているのかということの方が理解しにくいところです。宮摺地区の資材置場については転用申請をしたとおっしゃってましたかね。

○上川農業委員 山口農業委員からは転用を1回してからそのままになっているというようなコメントだったかと思っております。

○山口（眞）農業委員 私が聞いた話では、宮摺地区の水道工事に伴う現場事務所として許可をもらって転用した部分をそのまま無断転用という形で利用しているんじゃないかということ聞いてます。

○議長 一時転用で許可を受けているものですから、しっかり撤去をして許可を受けてい

ただか、どうしても撤去ができないような状況であれば追認許可など、どういうふうにするものかも一度確認してから判断をさせていただければと思っております。

○上川農業委員 せっかくですので永岡委員、よければこのような対応方法について考え方、コメント等があればご紹介いただければと思います。

○永岡農業委員 具体的に何か解決につながる新しいアイデアがあるわけではございませんけれども、やはり違反転用は一朝一夕ですぐに解決する話ではありませんので、手続きを丁寧に踏まれながら、やはり指導が一番重要であると思っておりますし、指導も一度で効果があるとは限らないのが実情だと思っておりますので、繰り返し丁寧に時間をかけて説得していくというのが常套というふうを考えざるを得ないのかなと思っております。

○上川農業委員 ありがとうございます。先ほどもありましたとおり、看板を設置したという対応策を一部進めたということでありました。だからこそ各委員さんが色々な地域でそういうのを発見したならば、事務局にお知らせいただいて、委員会として監視をしているというのを強化すべきだと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

○村田推進委員 なかなか要望しても難しいこととは思いますが、せめてあと2人女性委員を増やしていただけないかと思っております。というのがやはり毎年東京の方にも研修に行かせていただいたりとか、全国サミットとか九州サミットとかにも参加させていただいている中で、他所の県とか長崎県の他市町の方と会合をした時に、色々ないい話があって、長崎市でもそういうことを実際に行っていきたいなと思っておりますけれども、今、野中委員が産休でお休みですけど、私一人だけでは活動のしようがないんです。私も個人的には構想を持っておりますけれども、一人ではどうしようもできないんです。だから、今すぐというのは難しいかもしれませんが、せめてあと2人、できれば各地区に1人ずつ、推進委員という形でもいいので、ぜひ女性委員を増やすということを検討していただけないかと思ひまして、今日はあえて言わせていただきました。以上です。

○議長 ありがとうございます。この件については前からずっと村田委員から要望があっていたわけですが、今度改選がありますので、事務局とも話をして、だいたい30%女性を登用しようという話があっているわけですが、そういうことでできれば、私個人としては、女性の委員の定員を増やせるように指定をしてはどうかと考えております。事務局とよく相談をしてから進めさせていただきたいと思っております。それで、長崎県としてもようやく去年ですかね、全市町に女性委員が入られたんですよ。壱岐、西海、長与では結構女性の方が多くいますから、女性委員の皆さんの活動が盛んに行われておられますので、やはり村田委員のおっしゃるとおりだと思いますので、また局長の方からもご

意見をいただきたいと思います。

○事務局長 今、会長が言われたとおりだと思います。おっしゃるように私自身もその必要性はすごく感じています。会長とも次の改選に向けてということで、どうかたちで行くかで女性委員を増やすことができないかということは話をされているところですので、具体的にどうかたちでということまではまだ至っておりませんので、村田委員にも相談させていただきながら、どうかたちで進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 そういうことで村田委員さん、また色々と意見ををお願いします。他にございませんか。

○城戸推進委員 来年の7月が改選時期と思うんですけど、もうそろそろ後継者も決めないと色々考えているんですが、12年間いて、先ほども異動の話があったが事務局職員の異動が早すぎるんじゃないかと思っています。農業に携わる大変な職場だと思うんですが、1年とか半年とかで変われるともものすごく寂しいような。来年の改選に向けた、そこらへんのお考えを聞かせてください。それと、水産農林政策課という筆頭課があると思うんですけど、この人たちの仕事ってなんなのかなと思ったもので、局長をお願いします。

○事務局長 人事に絡むことですので、なかなか難しいかなと思うんですけども、長崎市には農業職ということで雇用されている職員がいますが、農業委員会にはいないというかたちになっております。その部分については、私も思うところはあるんですけども、これについては人事のことになるものですので、なかなか難しいところはあるかなと思うんですけども、そういう視点も持って人事と話をしていきたいと思っております。

水産農林政策課は筆頭課ということで、経理であったり、庶務であったりというところなんですけれども、いろんな公の施設、ペンギン水族館であったり、各種海水浴場などの運営の仕事もやっております。あとは食育の推進もやっているのが水産農林政策課という所属になります。以上でございます。

○城戸推進委員 話がかみ合わなかったのですが、スパンが短いのではないかと懸念しています。

○事務局長 スパンの方についても、難しいところなんですけれど、ここ最近と言われるように短いスパンで係長が変わったりというのは事実だと思いますので、その部分を含めてどうかたちで人事をやっていけるかを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 城戸委員がおっしゃったように、私も同じことを感じております。人事課も農業

委員会というのは特殊な団体なんですから、業務をしっかり踏まえた人事配置をしていただかないと思います。業務を把握せずに誰でもいいという感じで、中山係長や木下係長みたいにすぐ業務を把握してくれる方もいますけれども、業務の重要性をしっかり把握して、できれば4、5年はいてもらえるように部長の方からも人事課に話をしていただければと思います。他にございませんか。

○岩本農業委員 異動の件で、希望して異動になったのか、人事から発令があって異動になったのか、何かがあって異動があったのではないですか。

○事務局長 個別の事案について希望があつてるかどうかも含めてなんですが、私も把握はしてないですけども、そこについてはお答えするのがなかなか難しいかなと思っております。以上でございます。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら中山係長お願いします。

○農地係長 前回の総会で森内推進委員から、「農地の賃借料の差」についてご質問がございましたので、ここでご説明させていただきます。農地中間管理事業における、「農地の賃借料の差」が生じる要因としましては、主に5つの点が挙げられます。まず、立地条件です。道路アクセスや集落からの距離、水利施設への近接性で差が出ます。次に、農地需要の違いや農地周辺の開発状況による影響があります。琴海地区では新規就農者が増加し、東長崎地区では商業施設の増加の影響で地価が高めであること。3つ目は、基盤整備の状況です。区画整理や排水設備、農道舗装の有無が大きく影響します。4つ目は、土壌条件です。肥沃度や排水性、土層の深さによって生産性が変わります。最後に、経済的要因として、地域の農産物価格や生産コストの動向があります。地域特産品の市場価値や、肥料・農薬等の投入コストの地域差が賃料設定に影響します。農地中間管理機構では、これらを総合的に評価し、農業委員会の賃借料情報を基礎として適正賃料を設定しています。なお、地域公平性の観点から、近隣類似農地間では2倍以上の格差が生じないように配慮し、双方が納得できる水準での合意形成を支援しております。

○議長 ありがとうございます。最後にその他の事項4「令和7年9月、10月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで8月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。